

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和６年６月２０日

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 入札に付する事項

- (１) 物品・委託役務の名称

令和６年度公立保育所等消防用設備等点検業務
- (２) 物品・委託役務管理番号

13060021
- (３) 物品委託役務内容

公立保育所等において、消防法に基づき消防用設備等の点検を実施するもの。
- (４) 納入・履行期間

契約締結日の翌日から令和７年３月３１日まで
- (５) 納入・履行（就業）場所

寺西保育所ほか２４施設
- (６) 予定価格

落札後公表
- (７) 最低制限価格

なし
- (８) 入札方式

一般競争入札
- (９) 入札区分

紙入札
- (10) 使用する契約約款

業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）
- (11) 契約種別

総価契約
- (12) 収入印紙

要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和３年１月１日から令和６年１２月３１日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	建築保全＞消防設備点検
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和６年４月２２日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の２（１）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

東広島市消防設備等点検業務共通標準事項を適用する。

4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	令和6年6月20日	東広島市ホームページに掲載するとともに、東広島市総務部契約課（契約担当所属）で閲覧に供する。 閲覧場所は、「6 問い合わせ先（契約担当所属）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和6年6月20日～ 令和6年7月10日	東広島市ホームページに掲載するとともに、契約担当所属で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当所属とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和6年6月20日～ 令和6年6月27日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（入札心得別記様式第1号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 こども未来部 保育課（発注担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館2階） 電話番号 082-420-0934 / ファクシミリ番号 082-422-6669 質問書提出期間後の質問は受け付けない。 質問書の様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
カ 回答書閲覧期間	令和6年7月2日～ 令和6年7月10日	東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和6年7月8日～ 令和6年7月9日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は、入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）。 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和6年7月10日 午後1時10分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立会いの有無に関わらず、初度の入札参加者（当該入札が無効となったものを除く。）が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は、初度の入札に参加した者に対してファクシミリにより通知する。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
イ 入札参加格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当所属）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。
格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当所属）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファクシミリ番号 082-431-0077

令和6年度公立保育所等消防用設備等点検業務仕様書

1 業務名

令和6年度公立保育所等消防用設備等点検業務

2 履行場所

寺西保育所ほか24施設

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

4 業務対象施設の名称

別紙「施設一覧」のとおり。

5 業務内容

施設名	位置等	業務内容	
		(1)消防設備等 点検	(2)防火対象物 定期点検
寺西保育所	東広島市西条町寺家 7735-3	○	×
板城保育所	東広島市西条町森近 966-1	○	×
郷田保育所	東広島市西条町郷曾 11133-2	○	×
吉川保育所	東広島市八本松町吉川 351-1	○	×
原保育所	東広島市八本松町原 6782-1	○	×
川上中部保育所	東広島市八本松飯田二丁目 17-5	○	×
高屋東保育所	東広島市高屋町白市 631-1	○	×
小谷保育所	東広島市高屋町小谷 1694	○	×
造賀保育所	東広島市高屋町造賀 3686	○	×
高屋中央保育所	東広島市高屋町中島 407	○	×
志和堀保育所	東広島市志和町志和堀 839-6	○	×
板城西保育所	東広島市黒瀬町小多田 438-1	○	×
上黒瀬保育所	東広島市黒瀬町南方 1411	○	×
乃美尾保育所	東広島市黒瀬町乃美尾 2131	○	×
中黒瀬保育所	東広島市黒瀬町丸山 1453-4	○	×
暁保育所	東広島市黒瀬町津江 857	○	×
木谷保育所	東広島市安芸津町木谷 11218-1	○	×
三津保育所	東広島市安芸津町三津 5545-2	○	×
風早保育所	東広島市安芸津町風早 367-3	○	×
認定こども園くば	東広島市福富町久芳 3327	○	×
認定こども園たけに	東広島市福富町下竹仁 534-2	○	×
認定こども園とよさか	東広島市豊栄町鍛冶屋 577-1	○	×

河内西保育所	東広島市河内町河戸 802-2	○	×
ひだまりハウス	東広島市安芸津町三津 3618	○	×
御菌宇幼稚園	東広島市鏡山三丁目 6-27	○	×

(1) 別に記載する防火対象物における消防用設備等の点検及び報告（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3）

(2) 別に記載する防火対象物における定期点検（消防法第 8 条の 2 の 2）

6 業務目的

(1) 消防用設備等点検

消防設備等について専門的見地から点検等により劣化及び不具合の状況を把握し、故障・不具合を防止し、災害時における機能発揮に支障がない状態の維持に資すること。

(2) 防火対象物定期点検（「5 業務内容」において業務内容として該当がある場合）

防火管理者の業務内容若しくは防火対象物の防火管理状況等について、専門的見地から消防法第 8 条の 2 の 2 に規定する防火対象物の定期点検により、施設の防火管理の徹底を行うこと。

7 業務仕様

(1) 本仕様書に定めがない事項は、添付の東広島市消防設備等点検業務共通標準事項（以下、「標準事項」という。）による。

(2) 本仕様書及び標準事項に定めがない事項は、施設管理担当者と協議するものとする。
受注者は業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について前任の受注者から十分引き継ぎを受けること。また、受注者の変更がある場合は、後任の受注者が業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について後任の受注者へ十分に引き継ぎをすること。

(3) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者において行うものとする。

8 業務対象施設の概要

別紙「施設一覧」のとおり

9 機器点検及び総合点検等を行う消防設備の名称、数量等

点検の区分と実施時期は次のとおりとする。また、点検項目等については別紙「消防用設備等一覧」のとおりとする。

施設名	点検の実施時期、内容及び方法	
	機器点検（8～9月）	総合点検・機器点検（2～3月）
寺西保育所ほか 24 施設	1 回	1 回

10 業務詳細

(1) 各設備等の点検方法等は、次に基づき実施すること。

- ① 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）に基づき実施すること。
 - ② 消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成 16 年消防庁告示第 9 号）
 - ③ 消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成 14 年 6 月 11 日付け消防予第 172 号）
- (2) 非常用電源として設置されている非常用電源専用受電設備、蓄電池設備及び燃料電池設備は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による自家用電気工作物としての適用を受けるので、当該設備を有する施設にあっては、その施設に選任された電気主任技術者と防火管理者の立会いのもとに点検を行うよう努めること。また、電気事業法による保安規程に基づく維持管理が必要であるため、この点検と同時にを行うよう計画するよう努めること。
- (3) 消防用設備等点検表示制度の運用の有無について

消防用設備点検表示制度の運用	当業務においては 該当する
----------------	---

※「該当する」と記載した業務については、次に基づき実施するものとする。

- ① 消防用設備等点検済表示制度について（平成 8 年 4 月 5 日付け消防予第 61 号）
- ② 消防用設備等点検済表示制度推進要綱（平成 3 年消安セ規程第 11 号）

1 1 防火対象物定期点検（「5 業務内容」において業務内容として該当がある場合）

(1) 点検内容

消防法及び同法施行規則第 4 条の 2 の 6 に定める点検基準に適合しているかについて、関係法令に基づき点検を実施するものとする。

(2) 報告書の提出について

消防法施行規則第 4 条の 2 の 4 第 3 項の規定による様式（防火対象物点検結果報告書及び防火対象物点検票等）によること。

1 2 その他

(1) 部分払い

- ① 本委託は、部分払い金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
機器点検（8～9 月）	円	部分払
総合点検・機器点検（2～3 月）	円	完了払

- ② 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。
- ③ 部分払の額は、履行区分における業務履行区分として発注者が定めた額とする。

1 3 特記事項

- (1) 受注者は、点検の結果、機能に支障をきたす事項があると判断した場合は、直ちに

発注者に通知し対応を求めること。

- (2) 消防用設備等の点検は、消防設備士又は消防設備点検資格免許を保有する者が、それぞれ免許に記入されている種類の点検を行うものとする。
- (3) 点検を実施するときは、各施設の管理担当者を立ち合わせるため、日程について事前に発注者と協議すること。

1 4 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市こども未来部 保育課 保育環境整備係

電 話 （０８２）４２０－０９３４

FAX （０８２）４２２－６６６９

施設一覧

番号	履行場所	住所	階層・構造・面積等
1	寺西保育所	東広島市西条町寺家 7735-3	LS造 1階建て 延べ 613.10 m ²
2	板城保育所	東広島市西条町森近 966-1	RC造 2階建て 延べ 979.80 m ²
3	郷田保育所	東広島市西条町郷曾 11133-2	S造 1階建て 延べ 604.70 m ²
4	吉川保育所	東広島市八本松町吉川 351-1	RC造 2階建て 延べ 548.80 m ²
5	原保育所	東広島市八本松町原 6782-1	RC造 2階建て 延べ 726.10 m ²
6	川上中部保育所	東広島市八本松飯田二丁目 17-5	LS造 1階建て 延べ 485.60 m ²
			S造 2階建て 延べ 26.40 m ²
7	高屋東保育所	東広島市高屋町白市 631-1	RC造 1階建て 延べ 996.80 m ²
8	小谷保育所	東広島市高屋町小谷 1694	S造 1階建て 延べ 556.50 m ²
9	造賀保育所	東広島市高屋町造賀 3686	RC造 1階建て 延べ 701.40 m ²
10	高屋中央保育所	東広島市高屋町中島 407	S造 1階建て 延べ 686.30 m ²
11	志和堀保育所	東広島市志和町志和堀 839-6	RC造 1階建て 延べ 542.80 m ²
12	板城西保育所	東広島市黒瀬町小多田 438-1	RC造 1階建て 延べ 874.81 m ²
13	上黒瀬保育所	東広島市黒瀬町南方 1411	RC造 1階建て 延べ 467.10 m ²
14	乃美尾保育所	東広島市黒瀬町乃美尾 2131	RC造 1階建て 延べ 467.10 m ²
15	中黒瀬保育所	東広島市黒瀬町丸山 1453-4	RC造 1階建て 延べ 803.65 m ²
16	暁保育所	東広島市黒瀬町津江 857	RC造 1階建て 延べ 540.15 m ²
17	木谷保育所	東広島市安芸津町木谷 11218-1	W造 1階建て 延べ 278.60 m ²
			RC造 1階建て 延べ 329.40 m ²
18	三津保育所	東広島市安芸津町三津 5545-2	RC造 2階建て 延べ 948.71 m ²
19	風早保育所	東広島市安芸津町風早 367-3	RC造 2階建て 延べ 761.93 m ²
20	認定こども園くば	東広島市福富町久芳 3327	RC造 1階建て 延べ 453.17 m ²
21	認定こども園たけに	東広島市福富町下竹仁 534-2	RC造 1階建て 延べ 365.52 m ²
22	認定こども園とよさか	東広島市豊栄町鍛冶屋 577-1	RC造 1階建て 延べ 1,024.78 m ²
23	河内西保育所	東広島市河内町河戸 802-2	W造 1階建て 延べ 601.61 m ²
24	ひだまりハウス	東広島市安芸津町三津 3618	RC造 3階建て 延べ 733.34 m ²
25	御薊宇幼稚園	東広島市鏡山三丁目 6-27	RC・S・W造 1階建て 延べ 745.00 m ²

消 防 用 設 備 等 一 覧

	消火器						自動火災報知設備											消防 機関へ 通報する	漏電火災 警報装置	誘導灯			避難器具		
	粉末消火器						受信機			差動式 スポット 型感知器	定温式 スポット 型感知器	煙感知器	発信機	音響装置 （電鈴）	表示灯	常用電源 （交流電源）	予備電源			A級	B級	C級	緩降機 （すべり台）	はしこ	
	4型 加圧 （本）	6型 加圧 （本）	10型 加圧 （本）	10型 蓄圧 （本）	20型 加圧 （本）	20型 蓄圧 （本）	P型 1級 （個）	P型 2級 （個）	R型 （個）																（個）
寺西保育所		2		8		1		1			36	10		2	5	1	1	1					1		
板城保育所				10				1			22	9		3	3	3	1	1							
郷田保育所				10				1			23	4		2	2	2	1	1		1			1		
吉川保育所				5				1			20	5	1	2	3	2	1	1				3		1	
原保育所				6		1		1			20	4	3	2	3	3	1	1				3	4	1	
川上中部保育所				6				1			26	4		2	2	2	1	1							
高屋東保育所				5		1		1			19	5	1	3	3	3	1	1					2		
小谷保育所				9				1			34	5		2	3	2	1	1							
造賀保育所				9		1		1			24	6	1	2	2	2	1	1							
高屋中央保育所				6		1		1			21	7		2	3	2	1	1		1		1			
志和堀保育所				7				1			14	4		2	3	2	1	1		1					
板城西保育所				8		1																			
上黒瀬保育所				3		2		1			12	4		2	2	2	1	1							
乃美尾保育所				5				1			12	5		2	2	2	1	1							
中黒瀬保育所				10		2		1			18	10	1	2	3	2	1	1				2			
暁保育所				5				1			13	4		2	3	2	1	1							
木谷保育所				6				1			11		1	1	1	1	1	1				1			
三津保育所				9		1		1			27	6	6	2	2	2	1	1	1			9	3	1	
風早保育所				8				1			17	5	3	2	2	2	1	1	1			7	1		
認定こども園くぼ				8				1			39	6	2	2	3	2	1	1							
認定こども園たけに				3				1			10	10		2	2	2	1	1				1			
認定こども園とよさか				9				1			29	17	4	2	3	2	1	1				3			
河内西保育所				7				1			22	10		1	1	1	1	1	1						
ひだまりハウス				3		1		1			46	54	2	3	3	3	1	1					4		2
御園宇幼稚園				5				1			21	3		2	2	2	1	1							
計	0	2	0	170	0	12	0	24	0		536	197	25	49	61	49	24	24	3	3	0	30	16	3	2